

判決年月日	平成27年10月8日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成27年(ネ)10097号		
○ 特許法100条1項所定の「特許権を侵害する者又は侵害するおそれがある者」に、特許権侵害の教唆、幫助した者は含まれない。			

(関連条文) 特許法100条1項

(関連する権利番号等) 特許第4366672号

### 判 決 要 旨

控訴人は、名称を「洗浄剤」とする発明（本件発明）についての本件特許（特許第4366672号）の特許権者である。被控訴人は、インターネット上でショッピングモールを運営する法人である。

本件は、控訴人において、被控訴人が被告製品を製造、販売、輸出して本件特許権を侵害している旨主張し、被控訴人に対し、特許法100条1項に基づき、上記製造、販売、輸出の差止めを求めた事案である。

原判決は、被告製品が本件発明の技術的範囲に属すると認めることはできないとして、控訴人の請求を棄却した。

控訴人は、原判決を不服として、控訴を提起した。

争点は、①被控訴人による被告製品の製造、販売、輸出の事実の有無及び②被告製品に係る本件発明の技術的範囲への属否である。

本判決は、争点①について、概要、以下のとおり判示するなどして、控訴を棄却した。

(1) 本件において、控訴人は、被控訴人が被告製品の製造、販売及び輸出をしていること又はそれらの行為に及ぶおそれがあることについて、何らの立証をしていない。

(2) 控訴人は、被控訴人が共同不法行為責任を負うなどと主張する。それが、出店者の販売行為を教唆、幫助するものであるという趣旨であるとしても、以下のとおり、被控訴人に対して特許法100条1項に基づく販売の差止めを請求することはできない。

すなわち、特許法100条1項は、特許権を侵害する者又は侵害するおそれがある者（以下「特許権を侵害する者等」という。）に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる旨を規定しているところ、特許権を侵害する者等とは、自ら特許発明の実施（同法2条3項）若しくは同法101条所定の行為をした者又はそのおそれがある者を意味し、特許権侵害の教唆、幫助をした者は、これに含まれないと解するのが相当である。

その理由は、以下のとおりである。

すなわち、①民法上、不法行為に基づく差止めは認められておらず、特許法100条1項所定の「侵害の停止又は予防」としての差止めは、特許権の排他的効力に基づき、特許法により特に定められたものである。②他方、教唆又は幫助による不法行為責任は、自ら他人の権利を侵害する者ではないにもかかわらず、被害者保護の観点から特に教唆及び幫

助を共同不法行為として損害賠償責任（民法719条2項）を負わせることとしたものであり、上記①の特許権の排他的効力に基づく特許法100条1項所定の差止請求権とは、制度の目的、趣旨において異なる。③教唆又は幫助については、その行為態様として様々なものがあり、特許権侵害の教唆行為又は幫助行為に対して無制限に差止めを認めると、差止請求の相手方が無制限に広がり、差止めの範囲が広範にすぎるなどの弊害が生じるおそれがあるところ、特許法101条所定の間接侵害の規定は、上記弊害の点に鑑み、特許権侵害の幫助行為の一部の類型に限り侵害とみなして差止めの対象としたものと解されるから、それを超えて幫助行為一般及び教唆行為について差止めを認めることは、同条の趣旨に反するものといえることができる。

(3) そして、被控訴人が本件発明を実施したとは認められず、特許法101条所定の行為をしたとも認められないし、そのおそれもないから、被控訴人に対する製造、販売及び輸出の差止請求が認められる余地はない。